

## 災害復興くらし応援・みんなのネットワークかながわ（準備会議） 会則

### 〔名称〕

第1条 本会は、災害復興くらし応援・みんなのネットワークかながわ（準備会議）と称する。本会の通称は「みんな準備会議」とする。

### 〔趣旨・目的〕

第2条 本会は、神奈川県が大災害の被災地となったときに備え、被災者のくらしの復興をさまざまな団体が連携して長期に亘り支える仕組みをつくるため、県内の団体等の連携・協働を進めるネットワーク団体を設立することを目的に、必要な検討、調整および活動を通じて運営組織の整備を行うこととする。

### 〔会員〕

第3条 本会は、本会の趣旨、目的に賛同し、本会の活動に主体的に協力する団体・個人により構成する。

- 2 入会を希望する団体・個人は、第6条に定める運営委員会に届け出て、その承認を得るものとする。
- 3 本会の活動に参画・協力できなくなった場合は、任意の様式で退会する旨を運営委員会に報告し、退会することができる。

### 〔会費〕

第4条 本会は、会費を定めることができる。

### 〔役員等〕

第5条 本会は、会員の互選により次の役員等を置く。

共同代表 3名 事務局長 1名 会計 1名 会計監査 1名以上

- 2 必要に応じ、広報、渉外等の責任者を置くことができる。

### 〔運営委員会〕

第6条 本会は、本会の目的達成に必要な諸事項を協議し、決定するために運営委員会を設ける。運営委員会は必要に応じて、事務局長または共同代表の招集により行う。

- 2 運営委員会の構成員（以下、運営委員という）は運営委員の推薦により、運営委員会で承認する。
- 3 議決に際しては出席した運営委員の議論の上、出席した運営委員の過半数で決する。同数の場合は、共同代表の協議によって決する。
- 4 緊急の場合に限り、運営委員会を招集せずに共同代表の協議によって決することができる。
- 5 運営委員会の会議に関しては議事録を作成し、保管する。

### 〔部会〕

第7条 本会の活動を効率よく推進するにあたり、事業部会を置くことができる。部長もしくは担当者は運営委員会の協議により選び、部会の運営にあたる。

〔個人情報の取り扱い〕

第8条 本会における個人情報の取り扱いについては、別途定める「個人情報保護方針」を遵守し、その活動を進めるものとする。

〔会計〕

第9条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

2 本会の会計報告は、年度終了後2か月以内に、会計監査が監査後、運営委員会、会員総会で報告し、承認を得る。

〔残余財産〕

第10条 本会の解散時の残余財産は、会員総会の承認を得たうえで、本会が設立するネットワーク団体に譲渡する。

〔会則の変更〕

第11条 ここに定める会則については、会員の過半数の議決により変更できるものとする。

〔細則〕

第12条 この会則に必要な細則を、運営委員会の協議によって定めることができる。

（附則）

この会則は、2020年5月29日の会員総会にて決定し、2020年4月1日より遡及施行する。

本会の会費は、団体1口5000円、個人1口2000円とする。ただし、総会および運営委員会の決議は1団体・個人につき1票とする。